

(説 明)

令和 8 年 4 月 1 日広島市公告（佐伯区）第 2 8 号から第 3 0 号により、広島市老人いこいの家の使用料収納事務委託の告示を行ったが、広島市告示（佐伯区）第 2 8 号から第 3 0 号の番号使用が重複していることが判明したため、以下のとおり広島市告示番号を訂正する。

（誤）広島市告示（佐伯区）第 2 8 号

（正）広島市告示（佐伯区）第 6 3 号

広島市老人いこいの家中央荘の使用料収納事務委託
委託を受けた者

広島市佐伯区五日市中央五丁目 1 番 3 1 号

五日市中央地区社会福祉協議会

代表者 会長 竹林 正博

（誤）広島市告示（佐伯区）第 2 9 号

（正）広島市告示（佐伯区）第 6 4 号

広島市老人いこいの家坪井荘の使用料収納事務委託
委託を受けた者

広島市佐伯区坪井一丁目 2 8 番 1 1 号

佐伯区観音社会福祉協議会

代表者 会長 田村 敏文

（誤）広島市告示（佐伯区）第 3 0 号

（正）広島市告示（佐伯区）第 6 5 号

広島市老人いこいの家新宮山荘ほか 7 荘の使用料収納事務委託
委託を受けた者

広島市南区松原町 5 番 1 号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

代表者 会長 田村 興造